

令和2年度 碧南市地域福祉計画推進委員会
次 第

日時 令和3年2月26日（金）

第4回碧南市地域福祉計画策定委員会終了後から

場所 へきなん福祉センター1階会議室1・2・3

1 あいさつ

2 議題

へきなん地域福祉ハッピープランの令和2年度の進捗状況について

3 その他

碧南市地域福祉計画推進委員会名簿

No.	団体名	役職名	委員氏名
1	碧南市民生委員児童委員協議会	委員長	河原 厚司
2	碧南市ボランティア連絡協議会	職務代理	永坂 幸子
3	碧南市連絡委員		長谷 基宏
4	碧南市老人クラブ連合会		禰宜田 知司
5	碧南市主任児童委員		古井 露子
6	碧南市身体障害者福祉協会		鈴木 たか子
7	碧南市手をつなぐ育成会		牧野 昭彦
8	社会福祉法人樫の木乳幼児福祉会		對馬 幸司
9	碧南市健康推進員		服部 千代美
10	碧南市おやじの会連絡会		磯貝 雅樹
11	碧南保護区保護司会 碧南支部		鳥居 寛英
12	碧南市小中学校校長会代表		立花 明德

アドバイザー

14	日本福祉大学社会福祉学部 教授	野尻 紀恵
----	-----------------	-------

事務局

15	碧南市福祉こども部長	杉浦 秀司
16	碧南市福祉課長	杉浦 浩二
17	碧南市福祉課社会福祉係 係長	河原 睦
18	碧南市福祉課社会福祉係 主査	沼田 京子
19	碧南市福祉課社会福祉係 主事	澤田 直也
20	碧南市福祉課社会福祉係 主事	杉浦 久美子
21	碧南市福祉課社会福祉係 主事	板倉 尚宏
22	社会福祉協議会地域福祉課長兼地域福祉係長	鈴木 利男
23	社会福祉協議会地域福祉課地域福祉係主査	古川 裕隆
24	社会福祉協議会地域福祉課地域福祉係主査	小島 誠司

碧南市地域福祉計画推進委員会規程（平成19年碧南市訓第5号）

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項の規定に基づく碧南市地域福祉計画（以下「計画」という。）の進行状況の管理及び評価を行うとともに、計画の推進について必要な事項を協議するため、碧南市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 各種団体の代表者

(2) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、市長が任命する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、福祉こども部福祉課において処理する。